

## 入学検定料の免除について

### ① 免除申請の要件

入学検定料の免除を申請できるのは、次に該当する者です。

A 東日本大震災、熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震および令和元年台風第 19 号における災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、次のいずれかに該当する者

① A ① 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失等した場合

① A ② 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

※ なお、上記災害救助法適用地域以外で被災した志願者で、上記①、②のいずれかに該当する者については、芸術工学部学務課学生係へ相談ください。

B 東日本大震災において、居住地が福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域（計画的避難区域を含む）に指定された方

### ② 免除申請の手続

入学検定料の免除を受けようとする場合は、あらかじめ芸術工学部学務課学生係（TEL.092-553-4586）へ連絡してください。

なお、申請にあたっては、以下の書類が必要になります。

「入学検定料免除申請書」（本学ホームページからダウンロード）

- ・ ① A ① に該当する場合 災証明書
- ・ ① A ② に該当する場合 死亡又は行方不明を証明する書類
- ・ ① B に該当する場合 被災証明書